

子ども・子育て支援新制度における1号認定（教育標準時間）子どもの利用者負担額について

1 現在の状況

私学助成・就園奨励費補助制度 における保育料等	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額	
	国の定める基準	本市の定める利用者負担額
<ul style="list-style-type: none"> 各幼稚園が保育料を独自に定め、一律の保育料を徴収 保護者の負担軽減を図るため、所得（市民税額）に基づき算定した就園奨励費補助金を支給 	世帯の所得状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園の利用者負担の水準をもとに国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が利用者負担額を定める（各幼稚園等が保護者から徴収）。	
	基準額の設置 <ul style="list-style-type: none"> ●現行（新制度施行前）の利用者負担額の水準を基本としており、実際の保育料等の全国平均値から就園奨励費補助の単価を差し引いて設定（別紙1） 	保育料金額の設定 <ul style="list-style-type: none"> ●市内私立幼稚園の平成26年度平均保育料月額（約29,000円）から就園奨励費補助金の最高所得階層ランクの補助金額（4,000円）を差し引いた金額（25,000円）を、新制度における最高所得階層ランクの保育料として設定（別紙2） ●他の階層についても、国の定める水準の範囲内において、また、2号認定の保育標準時間における階層との整合性を図りながら、利用者負担額を設定（別紙2）
	階層区分 <ul style="list-style-type: none"> ●就園奨励費補助の区分を基本として、保護者の税額により <u>5階層に区分</u>（別紙1） 	階層区分 <ul style="list-style-type: none"> ●より適切な応能負担とするため、階層を細分化して <u>14階層の区分</u>を設定（別紙2）

2 今後の方向性

金額の設定に当たって2号認定（保育標準時間認定）の利用者負担額を勘案したことから、2号認定利用者負担額を改定する場合には、1号認定の利用者負担額と2号認定の利用者負担額との整合性を考慮しながら、1号認定利用者負担額についても検討を行う。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

別紙 1

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

※自治体向け説明会資料（内閣府）を一部修正

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000円 ※幼児教育無償化に向けた取組としての軽減措置
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

川崎市1号認定保育料金額表

(単位：円)

別紙2

階層 区分	定 義	教育標準時間 3歳以上児保育料	
		基 本 保育料	※第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯、市民税所得割額非課税世帯	0	0
C1	市民税所得割課税額 48,600 円以下	4,000	2,000
C2	48,601 円以上 50,400 円以下	5,000	2,500
C3	50,401 円以上 70,800 円以下	7,000	3,500
C4	70,801 円以上 77,100 円以下	10,000	5,000
C5	77,101 円以上 97,000 円以下	12,000	6,000
C6	97,001 円以上 123,000 円以下	15,000	7,500
C7	123,001 円以上 154,200 円以下	19,000	9,500
C8	154,201 円以上 183,900 円以下	19,500	9,750
C9	183,901 円以上 211,200 円以下	20,000	10,000
C10	211,201 円以上 301,000 円以下	22,000	11,000
C11	301,001 円以上 366,700 円以下	24,000	12,000
C12	366,701 円以上	25,000	12,500

(参考) 国基準 保育料
3歳以上
0
3,000
16,100
20,500
25,700

(参考) ※川崎市幼稚園保育料等補助金 全国平均保育料 年額 308,000 円 (月額約 25,700 円)	
小学校 1~3 年生の 兄弟がいない場合 第1子	小学校 1~3 年生の 兄弟がいない場合 第2子
25,700	25,700
22,700	24,200
9,600	17,600
5,600	15,400
4,000	12,800

※兄弟のうち、小学校3年生以下の子どもから数えて、第2子は半額、第3子以降は無料。

※補助金は年額で支給しているため、標記の月額、百円未満を四捨五入して算出した額。